

給水装置工事施行要領

令和2年 4月

登米市上下水道部

目 次

第一章 総則

1	目的及び趣旨	1
2	用語の定義	1
3	給水装置の種類	3
4	給水装置工事の種類	3
5	改造工事と修繕工事の区分	4
6	給水装置の構造及び材質	4

第二章 給水装置の計画

1	基本計画の概要	8
2	基本調査	8
3	個人情報の保護	9
4	給水方式の決定	9
5	直結式給水	9
6	受水槽式給水方式	9
7	計画使用水量の決定	10
8	直結式給水の計画水量	10
9	受水槽式給水の計画水量	15
10	給水管の口径決定	17

第三章 手 続

1	新設工事等の申込	23
2	工事の施行	23
3	設計審査の方法等	23
4	給水装置工事の変更	28
5	公路等の掘削	29
6	分岐・分水止の立会い	32
7	しゅん工検査	33
8	しゅん工図書	33
9	竣工検査の方法等	33
10	現地検査の方法等	34
11	検査項目	34
12	修繕工事の諸届	36

13	給水装置竣工附図	・ ・ ・ ・	3 7
14	附図情報の修正等	・ ・ ・ ・	4 1
15	その他提出書類	・ ・ ・ ・	4 1

第四章 給水装置用材料

1	給水管および用具の性能基準適例	・ ・ ・ ・	4 2
2	基準適合品の使用	・ ・ ・ ・	4 3
3	性能基準に適合する給水装置用材料	・ ・ ・ ・	4 3
4	給水装置の一部材料の指定等（条例第8条）	・ ・ ・ ・	4 4
5	メーター以降の給水管の種類及び特徴	・ ・ ・ ・	5 2
6	給水用具の種類	・ ・ ・ ・	5 3

第五章 給水装置の施工

第1節 給水管施工基準

1	配管工事	・ ・ ・ ・	5 5
2	分岐から宅地内メーター枱までの施工	・ ・ ・ ・	5 5
3	分岐の制限	・ ・ ・ ・	5 6
4	安全性を考慮した条件	・ ・ ・ ・	5 6
5	分岐の方法等	・ ・ ・ ・	5 6
6	管種別分岐表	・ ・ ・ ・	5 7
7	分岐の方法	・ ・ ・ ・	5 8
8	分岐止めの方法	・ ・ ・ ・	6 0
9	給水管の継手材	・ ・ ・ ・	6 2
10	給水管の埋設深度	・ ・ ・ ・	6 2
11	仕切弁・止水栓の設置	・ ・ ・ ・	6 3
12	メーター設置	・ ・ ・ ・	6 6
13	メーター枱	・ ・ ・ ・	6 8
14	逆止弁	・ ・ ・ ・	6 8

第2節 給水管施工方法

1	メーター上流側配管	・ ・ ・ ・	7 2
2	配管の原則	・ ・ ・ ・	7 2
3	給水管の選択	・ ・ ・ ・	7 2
4	配管方法等	・ ・ ・ ・	7 3
5	擁壁等の障害物等を回避するための配管方法	・ ・ ・ ・	7 4
6	排水装置	・ ・ ・ ・	7 6
7	給水管の撤去指導	・ ・ ・ ・	7 6
8	凍結防止	・ ・ ・ ・	7 7

9	水抜装置	・ ・ ・ ・	7 8
10	ヒーター装置	・ ・ ・ ・	8 1
11	ヘッダー配管	・ ・ ・ ・	8 1
12	建築物基礎貫通部を樹脂管で施工する場合の留意事項	・ ・ ・ ・	8 2
13	電食防止	・ ・ ・ ・	8 2
14	保護工	・ ・ ・ ・	8 2
15	地盤沈下等の対策	・ ・ ・ ・	8 3
16	逆流防止	・ ・ ・ ・	8 4
17	吐水口空間	・ ・ ・ ・	8 5

第3節 土工事

1	一般的事項	・ ・ ・ ・	8 7
2	事前調査	・ ・ ・ ・	8 7
3	掘削	・ ・ ・ ・	8 8
4	埋戻し	・ ・ ・ ・	8 9
5	残土処理	・ ・ ・ ・	8 9
6	仮復旧	・ ・ ・ ・	8 9
7	道路掘削の工事写真	・ ・ ・ ・	9 0
8	舗装本復旧	・ ・ ・ ・	9 0
9	舗装本復旧の工事写真	・ ・ ・ ・	9 0

第4節安全管理

1	事故防止の基本事項	・ ・ ・ ・	9 1
2	交通保安対策	・ ・ ・ ・	9 1

第六章 維持管理

1	維持管理の役割	・ ・ ・ ・	9 3
2	維持管理等の概要	・ ・ ・ ・	9 4
3	給水用具維持管理の仕組み	・ ・ ・ ・	9 5
4	漏水の点検	・ ・ ・ ・	9 6
5	異常現象	・ ・ ・ ・	9 6
6	集合住宅等における災害時等のための給水対策	・ ・ ・ ・	9 8
7	受水槽以下設備の管理	・ ・ ・ ・	9 8
8	貯水槽水道の管理	・ ・ ・ ・	9 9
9	品確法と給水装置工事	・ ・ ・ ・	1 0 0
10	瑕疵責任	・ ・ ・ ・	1 0 1

第七章 様式集

1 給水装置工事関連 103～126

第八章 資料

- | | | | |
|----|------------------------------------|---|-----|
| 1 | 配水管の布設基準に関する規程 | } | 資料1 |
| 2 | 給水条例 | | |
| 3 | 給水条例施行規程 | | |
| 4 | 指定給水装置工事事業者規程 | } | 資料2 |
| 5 | 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準 | | |
| 6 | 漏水等による水道料金の減額に関する規程 | | |
| 7 | 加入金の徴収に関する規程 | | |
| 8 | 給水装置工事手数料の免除に関する要綱 | | |
| 9 | 工事負担金の徴収に関する規程 | | |
| 10 | 東北地方太平洋沖地震被害にかかる
水道料金等の軽減に関する要綱 | | |
| 11 | 登米市道路占用規則 | | |